

○駐車の許可

(第 45 条第 1 項)

改正 令和 6 年 3 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 45 条第 1 項
処分の概要	駐車の許可
原権者(委任先)	警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長
法令の定め	岡山県道路交通法施行細則第 6 条(駐車が禁止されている場所における駐車の許可)
審査基準	
標準処理期間	3 日
申請先	駐車しようとする道路を管轄する警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)又は交通部高速道路交通警察隊
問い合わせ先	申請先となる警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)又は交通部高速道路交通警察隊